

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.42

〔共通〕問1 管理について権原が分かれている以下の防火対象物のうち、その管理について権原を有する者が、消防法令上、消防計画の作成その他の防火管理上必要な業務に関する事項を協議して定めておく必要が必ずしもないものを1つ選べ。

- (1) 高層建築物
- (2) 地下街（政令別表第一（16の2）項に掲げる防火対象物）
- (3) 準地下街（政令別表第一（16の3）項に掲げる防火対象物）
- (4) 地上3階建てで収容人員が10人の介護老人保健施設

〔消防用設備等〕問1 消防法施行令第7条の消防用設備等の種類に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 避難設備は「消防の用に供する設備」である。
- (2) 膨張ひる石は「簡易消火用具」である。
- (3) 非常ベルは「非常警報器具」である。
- (4) 防火水槽に代わる貯水池は「消防用水」である。

〔消防用設備等〕問2 地階を除く階数が11以上の建築物に設置する連結送水管に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 高さ70mを超える建築物にあつては、連結送水管を湿式とし、かつ、加圧送水装置を設けなければならない。
- (2) 放水口に附置する放水用器具は、長さ20mのホース4本以上及び筒先2本以上としなければならない。
- (3) 放水口に附置する放水用器具を格納した箱は、1の直通階段について階数3以内ごとに、1の放水口から歩行距離5m以内で消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けなければならない。
- (4) 加圧送水装置の非常電源の容量は、当該装置を有効に1時間以上作動できるものでなければならない。

〔防火査察〕問1 消防法第4条の立入検査に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 消防法第4条に規定する立入検査は、法令上は立入検査の時間的制限がないことから、物品販売店舗の営業時間外である夜間に、偶然改装工事などを覚知したので、立入検査を実施した。
- (2) 物品販売店舗の立入検査を事前の連絡をしないで実施しようとした際、当該店舗の従業員から市町村長の定める証票の提示を求められたが、当該店舗の従業員からの請求であったので、証票を提示することなく立入検査を実施した。
- (3) 消防法第4条に規定する立入検査権は、罰則によってその

実効性が確保されているが、相手方が拒否等した場合に、その抵抗を排除してまで行使することはできない。

- (4) 消防法第4条に規定する立入検査を実施する際、相手方から暴行を受けたので、速やかに上司に連絡するとともに、警察に通報し、現場の証拠の確保を図った。

〔防火査察〕問2 消防法に基づく各命令規定に関する記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

	命令条文	命令要件	名あて人	公示の義務の有無
(1)	第3条第1項	屋外において火災の予防に危険であると認める行為	行為者	有
(2)	第4条第1項	火災予防のために必要があるとき	関係者	無
(3)	第5条の3第1項	防火対象物において消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件	物件の所有者、管理、占有者で権原を有する者	有
(4)	第8条第3項	防火管理者を選任すべき防火対象物であり、防火管理者が定められていないとき	防火対象物の管理について権原を有する者	有

〔危険物〕問1 保安検査の時期に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 災害その他の事由により、保安検査を行うことが適当でない認められるときは、市町村長等が別に定める時期とすることができる。
- (2) 特定屋外タンク貯蔵所に係る保安検査は、原則として8年ごとに受けなければならない。
- (3) 特定屋外タンク貯蔵所において、特定屋外貯蔵タンクの腐食防止等の状況又は危険物の貯蔵管理等の状況が一定の要件に適合する保安のための措置が講じられている場合は、10年とされている。
- (4) 特定移送取扱所においては、危険物の取扱いが休止されて

いているか否かにかかわらず、保安検査は1年ごとに受けなければならない。

- (5) 第2段階基準の特定屋外タンク貯蔵所に係る保安検査は、原則として7年ごとに受けなければならない。

〔危険物〕問2 危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物等の周囲に確保する空地（保有空地）の幅に関し、誤っているものはどれか。

- (1) 指定数量の倍数が10を超える製造所 5m以上

- (2) 指定数量の倍数が200を超える屋外貯蔵所 30m以上
(3) 指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所（壁、柱及び床が耐火構造である場合以外の場合） 15m以上
(4) 第1種販売取扱所 1m以上
(5) 指定数量の倍数が4,000を超える屋外タンク貯蔵所 当該タンクの水平断面の最大直径又は高さの数値のうち大きいものに等しい距離以上。ただし、15m未満であってはならない。

昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答と解説〉

昇任試験実力養成講座

共通（消防士長・消防司令補）問題

〔地方自治〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 地方自治法第147条参照。
(2) 地方自治法第149条参照。
(3) 地方自治法第152条参照。現実に職務代理の必要の生じた場合に指定しても構わない。
(4) 地方自治法第154条の2参照。

問2 答 (1)

- 解説 (1) 地方自治法第222条参照。
(2) 地方自治法第232条の2参照。
(3) 地方自治法第230条参照。予算の定めるところによる。
(4) 地方自治法第231条の3参照。督促しなければならない。

〔公務員法制等〕

問1 答 (1)

解説 判例は、電電公社職員が勤務時間中に「ベトナム侵略反対、米軍立川基地拡張阻止」と記載したプレートを着用して勤務した事例において、当該行為は職場の同僚に対する訴えかけという性質をもち、それ自体、公社職員としての職務の遂行に直接関係のない行動を勤務時間中に行ったものであるとして、職務専念義務に違反したことになるとしている（最高裁昭52・12・13判決）。

問2 答 (5)

解説 定年の延長は、原則として1年以内の範囲で認められるものであるが、公務上の必要等の事由が引き続き存するときは、条例で定めるところにより、一年を超えない範囲内で定年の再延長を行うことができる（地方公務員法第28条の3第2項）。なお、この再延長は、本来の定年退職の日の翌日から起算して3年を超えることはできない。

〔消防組織〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 消防組織法第42条第1項参照。
(2) 消防組織法第47条参照。
(3) 消防組織法第50条参照。
(4) 消防組織法第48条参照。相互に密接な連携の下に行動する。

問2 答 (2)

- 解説 航空消防隊については、都道府県の条例ではなく規則で定めることとされている。
(1) 正しい。消防組織法第30条参照。
(2) 正しい。消防庁においても、大規模な地震災害やテロ災害等の事態に備えてヘリコプターを導入し、平成18年3月から運航を開始している。
(3) 正しい。消防防災ヘリコプターによる災害出動件数は、平成17年の5,355件から一貫して増加し続け、平成21年には7,127件となっている。
(4) 正しい。なお、県内にヘリコプターの配備がない県域は、佐賀県及び沖縄県の2圏域である。

問3 答 ① 都道府県知事 ② 都道府県隊長
③ 指揮者 ④ 指揮支援部隊長

解説 緊急消防援助隊運用要綱（平成16年消防震第19号消防庁長官通知の別添）参照。

〔消防法規〕

問1 答 ① 行為者 ② 消火準備 ③ 火粉の始末
④ 除去 ⑤ 整理

解説 消防法第3条第1項参照。

問2 答 (3)

解説 資料提出命令及び報告の徴収は、消防長又は消防署長の権限（消防法第4条第1項参照）。

問3 答 (2)

解説 防火管理者の業務には、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施も含

まれる（消防法第8条第1項参照）。

問4 答 (2)

解説 放火又は失火の疑いがある火災の原因調査の主たる責任及び権限は、消防長又は消防署長にある（消防法第35条第1項参照）。

〔消防設備〕

問1 答 (1)

解説 消防法施行令第7条第6項参照。

問2 答 (3)

解説 消防法第2条第4項、消防法第17条第1項参照。

問3 答 (1)

解説 消防法第17条の8参照。

問4 答 (2)

解説 消防法第17条の9参照。

問5 答 (2)

解説 消防法施行規則第5条の2第1号参照。

問6 答 (3)

解説 消防法施行令第19条第3項第3号参照。

問7 答 (2)

解説 消防法施行規則第23条第4項第4号口参照。

問8 答 (4)

解説 消防法施行規則第24条の2第1項第1号ニ参照。

問9 答 (3)

解説 消防法施行規則第27条参照。

問10 答 (1)

解説 消防法施行令第27条参照。

〔危険物〕

問1 答 (1)

解説 第三類の危険物のうち、水中に貯蔵する物品は、水との反応性が極めて高い禁水性物質と同時貯蔵した場合、危険性を増大させることから、同時貯蔵しないこととされている（危険物の規制に関する政令第26条第1項第1号の3関係）。

問2 答 (2)

解説 海上タンクの構造は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）の定めるところによることとされている。

関連法文

(1) 危険物の規制に関する規則第22条の3の3第3項第

1号イ。

(2) 危険物の規制に関する規則第22条の3の3第3項第2号。

(3) 危険物の規制に関する規則第22条の3の3第3項第3号イ。

(4) 危険物の規制に関する規則第22条の3の3第3項第9号。

(5) 危険物の規制に関する規則第22条の3の3第3項第10号。

〔防災〕

問1 答 ① 生命 ② 地方公共団体 ③ 防災計画

④ 災害復旧 ⑤ 公共の福祉

問2 答 ① 基礎的な ② 財産 ③ 計画 ④ 水防団

⑤ 自発的な

問3 答 ① 地域防災計画 ② 防禦 ③ 拡大

④ 公共的団体 ⑤ 管理者

解説 災害対策基本法第62条参照。

〔救急〕

問1 答 (1)

解説 救急救命士法第2条第1項参照。

問2 答 (1)

解説 (2) 覚醒剤中毒 ————— 警察署

(3) 行旅病人 ————— 福祉事務所、警察署

(4) 感染症 ————— 保健所

(5) 寝たきり ————— 民生委員、保健所

問3 答 (3)

解説 被害の軽重にかかわらず、消防本部を通じ現場へ警察官を要請する。

〔救助〕

問1 答 (4)

解説 (1) 救助隊は、隊員5人以上で編成するよう努めるものである。

(2) 特別救助隊は、救助工作車1台を備えた救助隊をいう。

(3) 電磁波探査装置は、地域の実情に応じて備えるものである。

(5) 検知型遠隔探査装置は、地域の実情に応じて備えるものである。

〔石油コンビナート〕

問1 答 (4)

解説 石油コンビナート等災害防止法第27条第3項参照。
なお、防災規程は特定事業者が定めるものである。

問2 答 (4)

解説 石油コンビナート等災害防止法第41条第1項参照。

〔原子力〕

問1 答 (ア) ⑧ (イ) ⑤ (ウ) ⑦ (エ) ①

解説 「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」
(総務省消防庁)

第2編第2.1部第7章 消防警戒区域、放射線
危険区域の設定参照。

問2 答 (4)

解説 外部被ばく防護の三原則は、①放射性物質から距離をとる、②放射線を遮へいする、③放射線にさらされている時間を短くすることである。

〔無線法規〕

問1 答 (1)

解説 無線局運用規則第19条の2参照。

〔無線工学〕

問1 答 (1)

解説 離れた所から遠隔制御を行う場合に使用される。

〔国民保護〕

問1 答 (3)

解説 武力攻撃事態については、基本指針第2章第1節「武力攻撃事態の分類」において、①着上陸侵攻の場合、②ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合、③弾道ミサイル攻撃の場合、(水)航空攻撃の場合の類型を想定している。

問2 答 (5)

解説 国民保護法第1条参照。

〔警防〕

問1 答 (2)

解説 消防活動は長時間になりやすい。

問2 答 (2)

解説 延焼速度が建物火災に比較して極めて速く、初期に部隊配備がついていけない場合が多いため、守勢の消火活動に立たされることが多い。

問3 答 (1)

解説 進入は階段等を使用することとなるため、進入方向が偏重しやすく、また、進入路が限定されるため、活動態勢の確立までに時間を要する。

消防司令問題

〔組織管理〕

問1 答 (3)

解説 (1) Plan (目標の設定) の技法であるため、誤り。

(2) Plan (解決案の作成)、Action (見直し) の技法であるため、誤り。

(4) Plan (原因の把握等) の技法であるため、誤り。

(5) Plan (実行計画の作成) の技法であるため、誤り。

〔人事管理〕

問1 答 (4)

解説 (1) 特別職には適用されるため、誤り。

(2) 公務起因性の説明であるため、誤り。

(3) 該当するため、誤り。

(5) 葬祭費用は、該当しないため、誤り。

〔消防財政〕

問1 答 (1)

解説 (2) 行政財産 (公共財産) に該当するため、誤り。

(3) 可能であるため、誤り。

(4) 知的財産権は、普通財産であるため、誤り。

(5) 使用料は減免できる場合があるため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (3)

解説 地下街火災は、消防活動が立体的かつ閉鎖区画内となるため消防力が分断される。

問2 答 (4)

解説 ガス・電路の復旧は、必ず事業関係者に行わせる。

問3 答 (4)

解説 攻撃は一方向からが原則である。

〔救急〕

問1 答 (1)

解説 救急救命士法第46条参照。

問2 答 (2)

解説 救急隊の活動は、単隊活動が多いことから、救急業務の適正な運用について指導を得るために上司への報告は、帰署 (所) の都度行う。

問3 答 (1)

解説 傷病者から直接聴取しなければならない事項については、医師等の了解を得てから行う。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (2)

解説 (1) 消防法第8条の2第1項。

(2) 消防法第8条の2第1項。地下街については、消防長又は消防署長が指定するもののみ共同防火管理の義務がある。

- (3) 準地下街については、消防長又は消防署長の指定がなくても共同防火管理の義務がある。
- (4) 消防法施行令第4条の2第1号。

〔消防用設備等〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 消防法施行令で定める消防の用に供する設備。
 (2) 消防法施行令第7条第2項第1号。
 (3) 消防法施行令第7条第3項第4号イ。非常ベルは非常警報設備である。
 (4) 消防法施行令第7条第5項。

問2 答 (4)

- 解説 (1) 消防法施行規則第31第6号イ。
 (2) 消防法施行規則第31条第6号ロ。
 (3) 消防法施行規則第31条第6号ハ。
 (4) 消防法施行規則第31条第7号。有効作動時間は2時間以上。

〔防火査察〕

問1 答 (2)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
 (2) 消防法第4条第2項では、関係のある者からの証票の提示の請求があった場合は、証票を提示しなければならないことが規定されており、当該店舗の従業員も関係のある者に該当するので、証票を提示しなければならないので、不適当。
 (3) 違反処理マニュアルにより適当。

- (4) 違反処理マニュアルにより適当。

問2 答 (1)

- 解説 (1) 第3条第1項命令は公示の義務がないので、誤り。
 (2) 法第4条第1項により正しい。
 (3) 法第5条の3第1項により正しい。
 (4) 法第8条第3項により正しい。

〔危険物〕

問1 答 (4)

- 解説 一定規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所については、一定時期ごとに市町村長等が行う保安検査を受けなければならないが、一定の事由がある場合には、所有者等の申請に基づき、市町村長等が定める時期とすることができることとされている。
 [参照条文] 危険物の規制に関する政令第8条の4第2項、危険物の規制に関する規則第62条の2、第62条の2の2、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成6年政令第214号）附則第3項。

問2 答 (4)

- 解説 一定の危険性を有する製造所等には、指定数量の倍数等に応じ、一定の幅の空値を周囲に確保することとされている。なお、販売取扱所には、保有空地の義務付けはない。
 [参照条文] 危険物の規制に関する政令第9条第1項第2号他。

二訂版

一目でわかる

予 防 実 務

■消防実務研究会 編著 B5判 / 446頁 定価3,500円 (〒315円)

◆消防法をはじめ関係法令を「火災の予防等の措置命令」から「資料提出命令・立入検査」、「防火管理」、「防火対象物の点検及び報告」、「火気使用設備・器具」、「少量危険物」や「消防用設備等」を予防業務遂行に必要な項目ごとに分類必要事項をいつでも、容易に検索できる実務書！



主な目次

<p>第1章 屋外における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令 第2章 資料提出命令・立入検査 第3章 防火対象物の火災予防措置命令等 第4章 建築許可等についての消防(署)長の同意 第5章 防火管理 第6章 防火対象物の点検及び報告 第7章 避難管理等 第8章 防火対象物品 第9章 火気使用設備・器具 第1節 火を使用する設備 第2節 火を使用する器具 第3節 火の使用に関する規制等 第10章 消防活動阻害物質 第11章 住宅用防災機器</p>	<p>第12章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物 第13章 消防用設備等 第1節 総 則 第2節 消火設備 第3節 警報設備 第4節 避難設備 第5節 消防用水 第6節 消火活動上必要な施設 第7節 総合操作盤 第8節 非常電源に関する基準 第14章 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 第15章 消防用設備等の検査・点検等 資 料 配管の摩擦損失計算 / (消令)別表第1 ほか</p>
--	--